

30 答申第 4 号
平成 30 年 7 月 31 日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成 30 年 6 月 27 日付け 30 農委第 314 号による諮問事項について、下記のとおり
答申する。

記

筑後川土地改良区からの求めに応じた農地情報等の提供について

- (1) 農地所有者及び農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供することの公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）及び当該外部提供に係る本人通知の省略の適否（条例第 9 条第 4 項）について
- (2) 農地法施行規則に定められた筑後川土地改良区からの求めに対し、農業委員会が提供を義務付けられた農地台帳上の情報及び上記(1)に係る情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について

【農業委員会事務局】

1 審議会の結論

農地所有者及び農地に設定された賃借権等の権利者の生年月日情報を外部提供すること及び当該外部提供に係る本人通知を省略することについての実施機関の主張は妥当であり、公益上の必要性がある。

また、上記個人情報及び提供を義務付けられた農地台帳上の情報をオンライン結合等により提供することについても実施機関の主張は妥当であり、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

2 実施機関による説明

農業委員会は、農地法により農地台帳を作成することとされており、市の農業委員会では FIT 農地台帳システムを用い、約 9 万 7 千筆の農地情報及び付随する所有者耕作者情報を保有、管理している。

情報提供を行う土地改良区とは、土地改良法第3条及び第5条の規定に基づき、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わり実施するため、農業者の発意により都道府県知事の認可によって設立された組織（公共団体）である。筑後川土地改良区は、筑後川下流右左岸をその管轄区域とし農業用かんがい排水施設の維持管理等を行っており、平成29年度より国営筑後川下流福岡土地改良事業も担っている。

筑後川土地改良区より市の農業委員会に対し、土地改良法第118条第6項及び農地法施行規則第103条第2項の規定に基づき、組合員資格を正確に把握するため農地台帳に記録される事項の情報提供が求められている。土地改良区はその事業を通じ、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び、農業構造の改善に資することを目的としているが、事業の実現においては、土地改良区が組合員資格の得喪を正確に把握することが必要不可欠である。法令上、所有者等の氏名・住所は提供することができるが、組合員資格の正確な把握には、法定外の生年月日が必要であることから、外部提供には公益上の必要性があると考えられる。

なお、通知を要する対象者数は約7,800人であり、事務処理に相当の負担が生じると考えられることから、本人通知を省略する。

関係農地の筆数が多く、紙による情報提供では、筑後川土地改良区のシステムに入力する際に間違いが発生する可能性があるため、磁気媒体によるオンライン結合等を行うことには公益上の必要性があると考えられる。

情報提供に関しては、パスワードを設定したエクセルデータをCD-Rに記録し、筑後川土地改良区事務所に市の農業委員会事務局職員が持参する形で行う。

なお、情報提供について筑後川土地改良区と協定を締結し、個人情報を取り扱う上での秘密の保持、個人情報の複写及び複製の禁止等の条件を付し、個人情報の取扱いについて慎重を期することから、個人の権利利益を侵害するおそれはないと考える。

3 審議会の判断

市の農業委員会が筑後川土地改良区に対し、所有者等の生年月日情報を外部提供することは、筑後川土地改良区が組合員資格を正確に把握し、事業を実施するために必要であるため、公益上の必要性がある。

また、情報提供に際しオンライン結合等を行うことは、筑後川土地改良区が事業を進める上で必要であり、公益上の必要性がある。情報の受渡しは市の農業委員会事務局職員が筑後川土地改良区事務所へ持参して行い、データにはパスワードを設定し、情報提供に当たっては秘密保持並びに個人情報の複写及び複製の禁止等を明記した協定を締結する等適切な措置がなされているため、個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断する。

なお、少数意見として、組合員資格を把握する方法が他にあれば生年月日情報の外部提供について必要性に乏しいのではないかと、との意見があった。

以上のことから、冒頭のとおり結論付ける。